

関係業者 各位

北九州市住宅供給公社

北九州市契約規則等の一部改正に伴う事務処理上の変更について

当社が契約を行う場合に準用している北九州市契約規則等の一部改正に伴い、公社契約事務の一部を変更する必要がありますので、今後は、下記に従って事務処理をしてください。

記

1 改正内容の概略

(1) 契約締結までの日数の拡大

全ての契約において、契約締結までの日数を「5日以内」から「10日以内」に拡大。

ただし、自然災害の発生等による期間伸縮の特例が措置あります。

(2) 契約書等の作成を省略できる金額の引上げ等

省略できる金額を「100万円以下」から「200万円以下」に引上げ。

ただし、契約金額が20万円超のときは、「請書(簡易な契約約款・仕様書等添付)」を提出していただきます。

新旧対照表

項目	新	旧
契約締結までの日数	すべて10日以内 (自然災害発生等の特例あり)	原則は5日以内 工事等は特に認めるものとして10日以内
契約書等の作成等	200万円超：契約書作成 20万円超 200万円以下： <u>請書提出</u> 〔長期継続契約に準じた契約及び産業 廃棄物処理に係る契約は契約書を作成〕	100万円超：契約書作成 100万円以下：請書又は見積書提出

2 事務処理上特に注意を要する点

改正内容(2)のうち、契約金額が20万円超～200万円以下の際に発生する「請書提出」事務は従前に無かった手続きになるので、特に注意してください。

3 施行期日

令和8年3月2日(月)

以上